が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島航路等の維持のために市町村が当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に〇・八を乗じて得た額

次の第一号から第四号までの規定によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額に、第五号の規定によつて算定した額を加えた額とする。

一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	五四〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	七、七二〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三〇〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	五九〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	九二〇、〇〇〇円
重要文化的景観	九二〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村	
建造物	一三〇、〇〇〇円
伝統的建造物群保存地区	二二〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
登録文化財のうち建造物であるもの	五〇、〇〇〇円
登録文化財のうち美術工芸品であるもの	一〇、〇〇〇円
登録記念物	一〇、〇〇〇円
登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円

が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島航路等の維持のために市町村が当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に〇・八を乗じて得た額

次の第一号から第四号までの規定によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額に、第五号の規定によつて算定した額を加えた額とする。

一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	五四〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	七、七二〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三〇〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	五九〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	九二〇、〇〇〇円
重要文化的景観	九二〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村	
建造物	一三〇、〇〇〇円
伝統的建造物群保存地区	二二〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
登録文化財のうち建造物であるもの	五〇、〇〇〇円
登録文化財のうち美術工芸品であるもの	一〇、〇〇〇円
登録記念物	一〇、〇〇〇円
登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円

二　離島航路等の維持に要する経費があること。

三　重要文化財等の保存等に要する経費があること。